部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第４２０号
（県民、生企、人少、サ対、捜一
捜二、組対、交企、交指、交機、
高速、備一）
令和８年１月５日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察再被害防止要綱の制定について（通達甲）

県警察における再被害防止措置等については、「高知県警察再被害防止要綱の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第103号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、所要の見直しを行い、別添のとおり「高知県警察再被害防止要綱」を改正し、令和８年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達は廃止する。

別添

高知県警察再被害防止要綱

第１　目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　再被害防止対象者

再被害防止対象者（以下「対象者」という。）とは、被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるとして事件主管部長が指定する者をいう。ただし、対象者が、保護対策実施に関し別に定める要綱に定める保護対象者に該当する場合は、その要綱に基づく保護対策を実施することとする。また、被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、この要綱を準用して、必要な措置を講ずるものとする。

第３　再被害防止対象者の指定

１　指定上申

(1)　犯罪の被疑者を検挙した署又は県本部の事件主管課の長は、被害者等を対象者に指定する必要を認めた場合には、別記第１号様式の再被害防止対象者指定上申書及び別記第２号様式の再被害防止対象者指定理由書により、県本部事件主管課長（以下「本部担当課長」という。）を経由して（本部担当課長が上申する場合にあっては、直接）、事件主管部長に上申するものとする。

(2)　被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に関係する所属の長は、対象者について指定の要否を検討し、その必要を認めたときは、事件主管部長に上申するものとする。この場合における手続は、(1)を準用する。

２　指定

(1)　事件主管部長は、１による上申があった被害者等が対象者に該当すると認める場合には、当該被害者等を別記第３号様式の再被害防止対象者指定書（以下「対象者指定書」という。）により対象者に指定するものとす

る。

(2)　(1)により当該被害者等を対象者に指定するときは、併せて当該対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の署を再被害防止措置実施警察署（以下「実施署」という。）に指定するとともに、対象者指定書及び関係書類の写しを実施署の長（以下「実施署長」という。）に送付し、指定期間を通知するものとする。

第４　再被害防止措置の体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により相互に緊密な連携を保ち実施するものとする。

１　本部担当課長

本部担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下「関連情報」という。）を集約・分析するとともに、実施署を指導するものとする。

２　実施署

(1)　実施署長

実施署長は、自所属の警察官のうち原則として警部以上の階級にあるものの中から、対象者ごとに再被害防止実施警察署担当者（以下「実施署担当者」という。）を指定するものとする。この場合においては、別記第４号様式の再被害防止実施警察署担当者指定書に必要事項を記録し、組織的・継続的な再被害防止措置を実施するものとする。

また、実施署長は、再被害防止措置について総合的な体制を確立するとともに、関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。この場合において、実施署長は関係所属の長に対し、別記第５号様式の再被害防止措置協力依頼書及び関係書類の写しを送付し、協力を要請するものとする。

(2)　実施署担当者

実施署担当者は、同署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

３　本部被害者等支援担当課長

県本部の被害者等支援に関する総合調整を担当する県民支援相談課長は、対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、同課長に対し、この要綱の運用及び被害者等支援に関連する事項について助言・協力するものとする。

第５　再被害防止措置の実施

１　関連情報の収集等

本部担当課長、実施署長及び関係所属長は、関連情報を収集するものとする。

なお、関連情報は、適正に管理し、秘密を厳守すること。

2　対象者に対する措置

実施署長は、関係所属長と連携して、対象者への連絡体制を確立し、要望等を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、当該関連情報を教示すること。

3　加害者に対する措置

実施署長は、関係所属長と連携して、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

4　実施状況の報告

実施署担当者は、対象者又は加害者に対する措置をとったときは、その措置内容を別記第６号様式の再被害防止措置等経過票に記録するとともに、速やかに実施署長に報告するものとする。

第６　指定の解除等

1　指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2　延長等の上申

(1)　指定期間の延長

実施署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認めるときは、別記第７号様式の再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書（以下「延長・解除上申書」）により、本部担当課長を経由して事件主管部長に上申するものとする。

(2)　指定期間内の解除

実施署長は、指定期間内であっても、対象者の指定の必要がなくなったと認めるときは、指定の解除について上申するものとする。この場合における手続は、(1)を準用する。

3　決定

事件主管部長は、２の延長等の上申を受けたときは、対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。この場合においては、延長・解除上申書の「指定期間延長・指定解除」欄に必要事項を記載す

るものとする。

第７　連携

１　刑事施設等

本部担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

２　府県警察

(1)　実施署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する署が他の府県警察に属する場合には、双方の本部担当課長を経由して当該署長に協力を依頼するものとする。

なお、当県警察の所属が関係所属として他の府県警察から協力を依頼された場合には誠実にこれに当たること。

(2)　本部担当課長は、府県警察間の連携等について必要があるときには、警察庁又は管区警察局による調整を求めることができる。

第８　報告

刑事企画課長は、別に定めるところにより、対象者の指定状況等について、警察庁に対し、定期的に又は随時報告するものとする。

別記
第１号様式（第３関係）

再被害防止対象者指定上申書

事件主管部長　殿

発第　　号
年　　月　　日
所　　属　　長

再被害防止対象者に指定する必要があるので、次のとおり上申する。

事　件　名			
事件の概要			
指定対象者（被害者等）	住　居		
	職　業	（勤務先　　）	
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）	
	加害者との関係等		
加　害　者	本　籍		
	住　居		
	職　業	（勤務先　　）	
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）	
	前科等		
処分結果等	逮　捕	年　　月　　日	警察署
	送　致	年　　月　　日	検察庁
	起　訴	年　　月　　日	裁判所
	判　決		
	身柄の状況（刑事施設等の判明事項）		
上申理由	□　警察側の判断　□　被害者等からの要望　□　関係機関からの通報		
上申の意見			
関係所属			

第２号様式（第３関係）

再被害防止対象者指定理由書

指定の理由		該当性	摘要
1	加害者に粗暴性、凶暴性が窺われる		
2	加害者は性格的に陰湿で根に持つタイプである		
3	被害者等の畏怖、困惑に乗じた反復犯行である		
4	被害者等に執拗につきまとうなど、被害者等に対する強い執着心を伴った犯行である		
5	加害者は過去に同一被害者への犯罪等により検挙、警告等の措置を受けている		
6	加害者は被害者等に対する謝罪、反省がない		
7	加害者は事件化や処分に対する不満がある		
8	加害者は以前から被害者等への憎悪が激しい		
9	加害者が被害者等に対する危害を明言している		
10	被害者等に対する批判、逆恨み的言動がある		
11	加害者のメモ、日記等に再犯を窺わせる記載がある		
12	加害者が被害者等の住居、勤務先を知っている		
13	被害者等の抵抗力が弱く、言いなりになりやすい		
14	被害者等の不安感が強く、警察の保護措置についての要望がある		
15	その他		

注　「指定の理由」欄の内容に該当する場合は当該「該当性」欄に○印を、該当しない場合は×印を記載し、「摘要」欄には、その内容を具体的に記載すること。また、「指定の理由」欄の１から14までの項目以外の徴候を把握している場合には、「その他」欄の「該当性」欄に○印を記載の上、「摘要」欄にその内容を具体的に記載すること。

第３号様式（第３関係）

<table>
<tr><td colspan="3">再被害防止対象者指定書

署長　殿　　発第　　号
年　　月　　日
事件主管部長

次の者を再被害防止対象者に指定する。</td></tr>
<tr><td>指定年月日
（指定期間）</td><td colspan="2">（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定対象者
（被害者等）</td><td>住　居</td><td></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td>（勤務先　　）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">加　害　者</td><td>本　籍</td><td></td></tr>
<tr><td>住　居</td><td></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td>（勤務先　　）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>罪　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事件処理所属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特に指示する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第４号様式（第４関係）

再被害防止実施警察署担当者指定書

指定対象者				加害者				
事　件　名								
指定年月日	階級	氏名	担当者印	署長印	解除年月日	担当者印	署長印	備考

第５号様式（第４関係）

再被害防止措置協力依頼書

署長　殿

発第　　号
年　　月　　日
署長

再被害防止対象者として指定している次の者について、被害防止措置の協力を願う。

指定対象者（被害者等）	住　居	
	職　業	（勤務先　　）
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）
	連絡先	
	加害者との関係	
加　害　者	本　籍	
	住　居	
	職　業	（勤務先　　）
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）
	連絡先	
	前科等	
	処分結果等	
罪　　名		
事件の概要		
協力依頼の理由		
その他通知事項	（指定対象者の意向、添付資料の有無等を記載）	
実施署担当者		

第６号様式（第５関係）

再被害防止措置等経過票					
年月日	実施者	措置内容	署長	副署長等	課長

第７号様式（第６関係）

再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書

事件主管部長　殿

発第　　号
年　　月　　日
署長

再被害防止対象者として指定している次の者について、（□指定期間の延長　□指定の解除）を上申する。

指定年月日		
指定対象者（被害者等）	住　居	
	職　業	（勤務先　　）
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）
加　害　者	本　籍	
	住　居	
	職　業	（勤務先　　）
	氏　名	年　　月　　日生（　　歳）
	前科等	
延長・解除の理由等	延長期間（　　年　　月　　日まで）	
実施署担当者		

指定期間延長・指定解除

上申のあった再被害防止対象者について、（□指定期間の延長　□指定の解除）を決定する。

年　　月　　日
事件主管部長

注　該当する□欄にレ印を付すこと。